

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年12月10日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第 113 号

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当規則（平成15年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「前項各号」を「次の各号」に改める。

第16条を次のように改める。

（夜間中学業務手当）

第16条 条例第12条の20第 1 項に規定する「生徒の教育又は養護その他の市長が定める業務」は、次に掲げる業務を本務として行う当該職員の業務とする。

- (1) 教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する教員（教頭を除く。）が行う生徒の教育又は養護の業務
- (2) 校長及び教頭の業務
- (3) 学校事務職員の業務（総務局長が定める職員が行うものを除く。）

2 条例第12条の20第 2 項に規定する「市長が定める額」は、次の各号に掲げ

る業務の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる業務 日額 1,310 円（総務局長が定める職員にあつては、1,190 円）

(2) 前項第 2 号に掲げる業務 日額 840 円

(3) 前項第 3 号に掲げる業務 日額 110 円

第26条第 4 項中「（同条第 1 項第 7 号に掲げる業務に係る手当に限る。）」を削り、「他の手当（」の次に「条例第12条の20に規定する手当に限るものとし、条例第12条の30第 1 項第 7 号に掲げる業務に係る手当にあつては、」を加え、「に限る。）と」を「を含む。）と」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。